

DNA 鑑定

2015年6月17日 瀧川ゼミ
発表担当：関口勇樹・中山由士

目次

- ① DNA 鑑定とは P1～2
- ② DNA 鑑定の現状 P2～6
- ③ DNA 鑑定の歴史 P7
- ④ 嫡出推定 P7～9
- ⑤ 日本における事例および判例 P10～14
- ⑥ DNA 鑑定利用におけるメリット・デメリット P15～
- ⑦ 参考資料
- ⑧ 論点
- ⑨ 参考文献

1. DNA 鑑定とは

DNA 鑑定＝DNA 鑑定とは、DNA 多型の存在する部位を検査し

それが誰の DNA かを特定することにより、個人の識別を行う鑑定方法

DNA は、綿棒で採取した口内粘膜や数滴の血液から「簡単に！」採取できる。

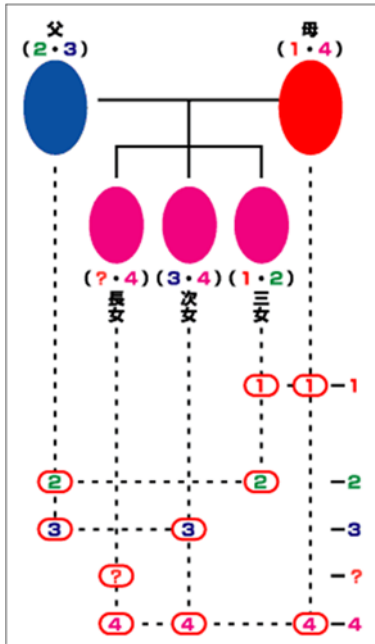
この DNA 鑑定によって、親子鑑定、血縁鑑定や犯罪捜査の個人識別などを

確実に判明することが可能となる。

DNA 鑑定は、以上のような定義がなされており、現在世界各国で利用されている。

利用用途

- ☆ 1 親子関係の証明
- 2 遺留品の鑑定
- 3 刑事事件の DNA 型鑑定
- 4 DNA 型の調査

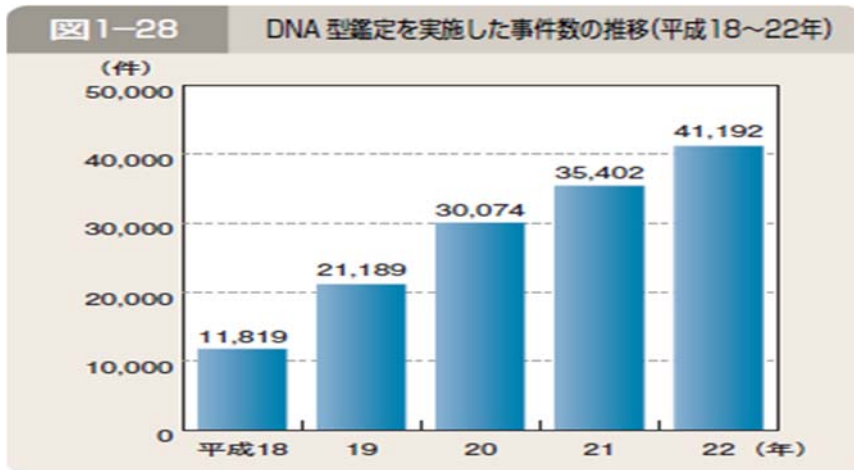


父親は（2・3）のDNAを持っており、母親は（1・4）のDNAを持っています。その下の3人の子供たちは上の両親から生まれた子供であれば必ず両親のDNAを50%ずつ受け継いでいるはずですが、上記図の鑑定結果を比較すると次女のDNAは（3・4）、三女は（1・2）です。これは父親のDNA（2・3）と母親のDNA（1・4）をそれぞれ受け継いでいることがわかります。したがって、次女と三女は父親と母親の子供であると立証できます。そして長女ですが、検出されたDNAは（？・4）です。4は母親のDNAなので長女は母親の子供であると立証できます。しかし、長女のDNAのもう一つの方は？です。これは父親のDNAの（2・3）が属さないことを意味します。

2. DNA 鑑定の現状

A 日本

日本においてDNA鑑定は犯罪捜査に利用されるケースが多い。
更に、DNA鑑定を利用する事件数は、年々増加している。



DNA 鑑定にかかる費用

私的サービス名	検査期間	実日数	販売価格
親子鑑定 (プラン I)	約 7-9	約 10-12	25,000 円
親子鑑定 (プラン P)	約 7-9	約 10-12	15,000 円
人数追加			22,000 円
裁判用サービス名	検査期間	実日数	販売価格
親子鑑定 (プラン I)	約 7-9	約 10-12	67,000 円
親子鑑定 (プラン P)	約 7-9	約 10-12	57,000 円
人数追加			33,000 円

※裁判用と私用で価格が異なるのは、裁判用においては、第三者の立会に加えて DNA 鑑定を実施する本人の確認をする必要があるため

DNA 鑑定の費用について

企業及び団体によって差異はあるものの
 平均的に 10 万円以内で親子鑑定は実施することが可能
 よって、経済的格差により DNA 鑑定の実施に障害をもたらされるとは
 考えにくい。

DNA 鑑定の実施例

- できちゃった婚で結婚したけれど、子供が妻の元彼に似てきて子供が本当に自分の子供か、疑問が出てきた。ただ妻には子供との DNA 鑑定をするなどとは言えない。
- 父が亡くなってすぐに、見知らぬ人が突然亡き父の子供であると名乗り相続権を訴えてきた。
- 主人には黙っていたが、成人した子供が主人との子ではないかもしれないと、20 数年悩んできた。

- 4 孫が誕生してまもなく、息子夫婦が離婚、嫁が孫を連れて別居している。
孫が息子の子供かどうか、疑いが晴れない。
- 5 付き合っていた女性が出産し、その子供の認知を求められた。
- 6 彼女には、他にも付き合っていた男性がいることもあり、自分の子供かどうかハッキリしたい。

上記の実施例から読み取れること

以上の6つの事例は、親子関係に関するものであった。

親子関係の認定が困難又は不確かである場合、DNA 鑑定を利用しようとする人が多いと考えられる。

B 外国

・フランス

《時評》フランス「生命倫理法」の追跡（1）～移民法改正：DNA 鑑定と親子関係の理念
フランスにおける親子関係の理念と生命倫理法

フランス法において、親子関係は遺伝的なつながりだけによって決められているのではない。親子関係の成立の形式には、①両親が婚姻関係にある場合は法律の効果、②認知、③公知証書による身分占有、④裁判によるもの（養子縁組など）がある。身分占有とは、実際に血縁があるかどうかにはかわりなく、育てている大人と同じ姓を名乗り、その人の子どもとして扱われ、周囲にも親子であると思われるような、家族として暮らしている実態を指す。生命倫理法においても、安定している男女のカップルが不妊などで、カップルの間で体外受精などの生殖補助がうまく行かなかった場合には、第三者から卵子、精子または胚の提供を受けることができる。その際裁判所において、提供者は生まれる子との間に親子関係が成立しないこと、受領カップルは親子関係に異議を申し立てられないことを確認した上で、それぞれ提供・受領に同意しなければならないとしている。

このようにフランスでは、親子関係は血縁以外によっても成立しうる。そこでは、親として子を大事に育てようという意思の確認が重視され、子にとってよい状態が得られるよう配慮されている。こうした親子関係のあり方についての理念は、生命倫理法の重要な根拠の一つであり、それを守るために、遺伝的血縁のみを重視する DNA 親子鑑定の実施に厳しい枠をはめているのである。

・移民差別から社会全体の問題へ

移民法に DNA 親子鑑定を導入する規定を設けることに対する激しい批判の論拠は、第一に、一般のフランス国民は遺伝的なつながりだけで親子関係を証明するよう求められることはないのに、移民が家族を呼び寄せるときに DNA 親子鑑定を行い「血のつながった家族」であることを証明するよう求めるのは、不当な差別だという点にある。それは主に移民当事者団体や支援団体、人権団体などから提起された。

しかし議論はさらに大きな広がりを持つことになった。移民に対する DNA 親子鑑定実施の

容認は、遺伝的つながりが親子関係の決定要素であると国家が認めることで、フランス社会全体の親子関係の理念を血縁重視の方向に変えてしまうのではないかと危惧されたのである。このため議論は移民関係のサークルを超え、家族法学者や生命倫理学者まで巻き込むものになり、政府与党内でも意見が割れる事態になった。

・イギリス

TechinsightJapan

日本でも近年、DNA 鑑定により我が子との血縁関係を確認しようとする男性が増えてきた。戸籍上は父親でも、実際に調べてみるとその 20%が“クロ”と判明するという話には驚かざるを得ない。イギリスもまた同じように鑑定を求める男性が増えているもようだが、興味深いのはこの国の女性たちが「本当にアナタの子よ」と自信タツブリであることだ。

16 年何の疑いも持たずに愛し、育てきたのに DNA 鑑定の結果その子は自分の実の子ではないと判明した。こんな男性タレントの騒動に、日本でも「うちも生理学上の親子関係を一度検査してもらってみようか」などと冗談でも思った男性は多いのかもしれない。まだまだ保守的といわれるイギリスでも今、まったく同じことが起きていることを DNA 鑑定機関である『dnatestingchoice.com』が伝えている。

彼らはこのほど大手メディアやリサーチ団体とタイアップし、「お子さんは本当にあなたの子ですか？」なる調査を行い、5,266 名から回答を得たそう。そこから見えてきたのは、イギリス全体で見た父親の 10 人に 1 人が、「自分の子ではないかも」と疑いを抱いているという事実であった。また地域でかなりの差があり、鉄鋼や造船業により栄えた歴史を持つイングランド北東部のニューカッスルや、北アイルランドの首府ベルファストでは父親の 6 人に 1 人が強い不信感を抱いており、ロンドン、バーミンガムがこれに続く。人々が性に関して保守的か奔放か、県民性や地域性によっても異なるといわれる日本と共通するものがありそう。

一方で、「この子の父親は別の男性かも知れない」といった不安を隠し持っている母親の割合は、スコットランドで 0.26%。イギリス全体でも 3%と予想よりかなり少なかったという。たとえば 16%と疑い深い父親が揃うニューカッスルで、「パパ、あなたの子よと自信を持って言えない」という母親はたったの 5%。大都会の女性は奔放という印象があるせいか、ロンドンでは 10%の父親が疑っているが、この土地でも不安があるという母親はたったの 2%であった。父母間で数値がほぼ一致しているのはリーズ、カーディフ、ブリストルくらいなもので、ほとんどの土地で父親が一方的に疑っているのだ。

これはどこの国でも共通するが、DNA 鑑定に持ち込まれる理由としては血液型が合わない、オメデタ婚をした（迫られている）が、妊娠がわかった時彼女が他の男とも関係を持っていた可能性がある、双方の家系にはまったくくない顔貌だ、など様々。中には難治の病を発症して家族からの臓器提供の可能性や子孫への遺伝などを知るために行った遺伝子検査で、「初めて真実を知った」という気の毒な話もある。

疑り深い大勢の父親と、事実が明らかになることを恐れている少しの母親。これは夫婦やカップルの間に大きな亀裂を生みかねない。ただし宗教観や結婚観が異なるせいか、欧米では嘘をついてまで相手との結婚にこぎつけようとする女性が少なく、クロと分かったところで裁判になるようなケースはあまりなさそうだ。またシロならよいが、子供を育ててきた年月が長ければ長いほどクロであった時の苦悩と動揺は計り知れない。結局その疑問や不安を明らかにせず、墓場に持っていくというケースも実は多いのではないだろうか。

・アメリカ

DNA 鑑定で無罪となったアメリカ 10 の冤罪事件

無実の罪にきせられた人が、判決後に行われた DNA 鑑定の結果冤罪であることが証明された例が、米国内だけでもこれまでに 311 件確認されている。

冤罪を受けた人達の刑期を平均すると、13.6 年である。冤罪となる原因としては、証人が犯人を見間違えていたり、科学的な証拠に間違いがあったり、警察による行き過ぎた取り調べなどがある。ここでは、DNA 鑑定の結果により無実と判明されるまで、長い間刑務所に拘束されていた 10 人についてみていくことにしよう。

ダグラス・エコールズ 拘束期間：5 年



1986 年 2 月 1 日、ジョージア州のナイトクラブで若い女性が二人の男に誘拐された。車に無理やり乗せられ、犯人の家まで連れて行かれ暴行を加えられた。女性はなんとか脱出し警

察に通報した。警察は供述に従い家を探し出した。その家には、2人の男性、サミュエル・スコットとダグラス・エコーズが住んでいた。

犯行のあった夜、エコーズと一緒にいたという女性の証言があったにもかかわらず、被害者である女性が、エコーズが犯人であると証言した。その結果、1987年3月、エコーズは強姦・誘拐・窃盗の罪で5年間服役することになった。

1992年、エコーズは仮釈放されたが、彼は自分とスコットは無実であることを諦めず、戦い続けた。専門家が事件についてDNA鑑定を行った結果被害者の膣内の残った精子がエコーズのものでスコットのものでないことが判明した。2002年10月7日、サミュエル・スコットとダグラス・エコーズらは両者とも訴訟を取り下げた。

3. DNA 鑑定の歴史

DNA 鑑定の変遷

1985 イギリスの人類学者A. J. ジェフリーズによる DNAフィンガープリント法（DNA指紋法）の開発

1989 科学警察研究所が初めて実際の事件で鑑定を行う

1990 科学警察研究所がMCT118法の使用を開始

1992 警察庁によるDNA鑑定法の犯罪捜査への本格的導入開始同年、水戸地裁下妻支部が強姦事件の判決で、初めてDNA鑑定の信用性を認める

1995 都道府県警察の科捜研でのDNA鑑定の整備が完了 鑑定が行われるようになる

4. 嫡出推定

嫡出推定（民法772条）

民法772条1項 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。

民法772条2項 婚姻の成立の日から二百日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。

○嫡出推定…婚姻中の妻が懐胎した子を夫の子と推定する（民法772条1項）

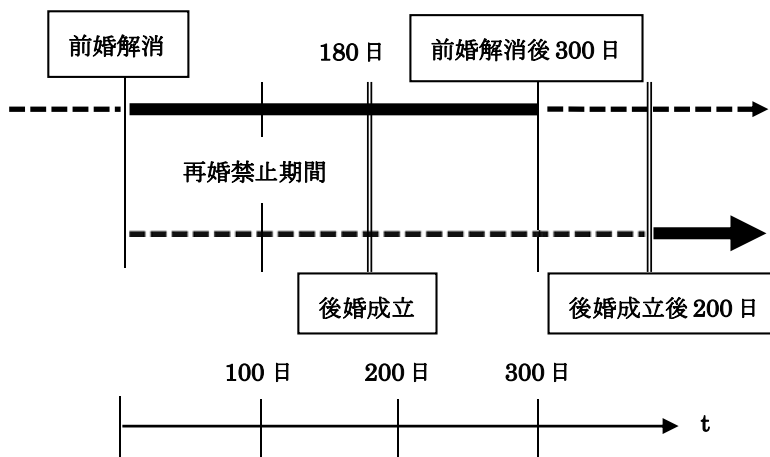
（制度趣旨⇒子の父を早期に確定させることで、子の法的地位の安定を図る）

※民法制定当時、婚姻中の懐胎かどうか、容易には分からなかった。そこで、子が実際に生まれた時点から遡って婚姻中の妻が懐胎したかどうかを推定することにした（民法 772 条 2 項）

・ 嫡出推定のイメージ図

<再婚禁止期間 6 か月（約 180 日間）を経過した直後に再婚した場面を想定>

…民法 733 条



上の太線の期間に生まれた子＝前夫の子 と推定
 下の太線の期間に生まれた子＝現夫の子 と推定

☆もし、婚姻前の段階で懐胎し（いわゆるできちゃった婚のような場合）、婚姻成立後 200 日以内に子が出生したら…？

＝厳密には推定期間外であり、嫡出子として扱われないはず。しかし、戸籍窓口は婚姻中に懐胎されたか否かを知ることができないから、嫡出子として出生届が出されれば、戸籍に記載する取扱いとしている。（推定されない嫡出子）

☆もし、前婚解消前に現夫の子を懐胎し、上の図の太線期間内（前婚解消後 300 日以内）に子が出生したら…？

＝前夫の子と推定され、戸籍窓口は前夫の嫡出子としての出生届しか受理しない（血縁上の父は現夫）

※ただし、判例に示された一定の要件を満たした場合、推定の及ばない子（詳しくは後述）となりえる…父子関係を争う際に重要となる

(1) 嫡出子の種類

嫡出子…法律上の婚姻関係にある夫婦の間に生まれた子 ⇔ 非嫡出子

① (嫡出) 推定される嫡出子

…嫡出推定期間内に出生し、問題なく嫡出推定を受ける嫡出子

② (嫡出) 推定されない嫡出子

…嫡出推定期間外に出生したが、戸籍実務による事実上の推定を受ける嫡出子

③ (嫡出) 推定の及ばない子 (推定を受けない嫡出子)

…嫡出推定期間内に出生したが、その子が夫と妻の性交渉によって懐胎されたのではない場合 ⇒ 一定の要件を具備すれば嫡出推定が廃除される

(④ 準正嫡出子…準正によって嫡出子になる場合) 今回は問題とならないため省略

(2) 父子関係を争う方法

婚姻中の妻が懐胎し、夫の子と推定されたものの、生まれた子が夫の子でない場合もありえる。そのような場合に親子関係を否定できる制度が設けられている。

○嫡出否認の訴え (民法 774 条以下)

- ・否認権者＝原則：夫のみ 例外：人訴 41 条
- ・訴えの相手方＝原則：子又は母 例外：特別代理人
- ・出訴期間＝夫が子の出生を知った時から 1 年以内に訴えを提起しないと、もはや誰からも父子関係の不存在を争えなくなる
→子の利益重視 (父子関係を早期に安定させ、子に父を安定的に確保させる)
※出訴期間内であっても、子の嫡出性を承認したときは、否認権を失う

○親子関係不存在確認の訴え (人事訴訟法 2 条 2 項)

- ・否認権者＝利害関係を有する者なら誰でも
- ・訴えの相手方＝人事訴訟法 12 条に規定 (子又は母といった制限はない)
- ・出訴期間＝いつまでも訴えを提起できる

① (嫡出) 推定される嫡出子 ⇒ 嫡出否認の訴え

② (嫡出) 推定されない嫡出子 ⇒ 親子関係不存在確認の訴え

③ (嫡出) 推定の及ばない子 (推定を受けない嫡出子) ⇒ 親子関係不存在確認の訴え

これらの規定が意味すること

…民法は自然血縁的父子関係と法的父子関係の不一致が生じることを予定している

5. 日本における事例・判例

判例（最判平 26・7・27 判時 2235 号 14 頁②事件【百選 27 事件】）

(1) 事実の概要

？年 A 女は Y 男と婚姻中に、B 男と交際するようになった。

その間も、夫婦の実態は失われていなかった。

平成 21 年 A は子 X を出産し、Y は X を監護養育していた。

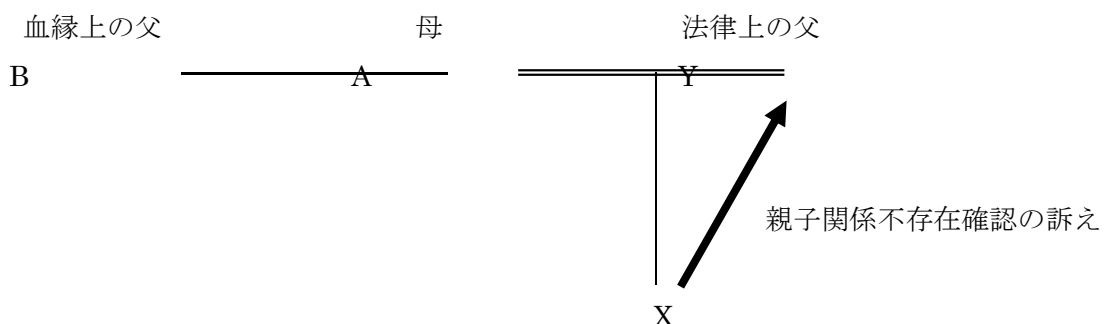
平成 23 年 A は X を連れて自宅を出て別居、B と B の前妻との子 2 人と同居するようになった。→X は B を「お父さん」と呼び、順調に成長。

同年 X 側で DNA 検査を行い、B が X の生物学上の父である確率が 99.99% であるという結果に。

同年 A は X の法定代理人として、Y に対し親子関係不存在確認の訴えを提起した。

（平成 24 年 A は Y に対し、離婚訴訟を提起している。）

(2) 家系図



(3) 原審（大阪高判平 24・11・2 金判 1453 号 29 頁）

X が Y の生物学上の父でないことが明らかであること、Y も X の生物学上の父が B であることを争っていないこと、X が A と B に育てられ、順調に成長していることに照らせば、X に

は民法 772 条の嫡出推定が及ばない特段の事情があるとして、X の請求を認容した。

(4) 判旨

原判決を破棄、X の訴えを却下した。(多数意見 3 対 反対意見 2)

○多数意見

「民法 772 条により嫡出の推定を受ける子につきその嫡出であることを否認するためには、夫からの嫡出否認の訴えによるべきものとし、かつ、同訴えにつき 1 年の出訴期間を定めたことは、身分関係の法的安定を保持する上から合理性を有するものといえることができる」

「夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、子が、現時点において夫の下で監護されておらず、妻及び生物学上の父の下で順調に成長しているという事情があっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然になくなるものではないから、上記の事情が存在するからといって、同条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできないものと解するのが相当である」

⇒本件子は嫡出推定の例外である「推定の及ばない子」には当たらず、夫 (Y) からの嫡出否認の訴えによらなければ父子関係を否定することはできない。

「民法 772 条 2 項所定の期間内に妻が出産した子について、妻がその子を懐胎すべき時期に、既に夫婦が事実上の離婚をして夫婦の実態が失われ、又は遠隔地に居住して、夫婦間に性的関係を持つ機会がなかったことが明らかであるなどの事情が存在する場合には、上記子は実質的には同条の推定を受けない嫡出子に当たるといえることができるから、同法 774 条以下の規定にかかわらず、親子関係不存在確認の訴えをもって夫と上記子との間の父子関係の存否を争うことができる」

⇒本件では X 懐胎時に夫婦の実態が失われていなかったため、上記のような事情があったとは認められないとし、X の親子関係不存在確認の訴えを却下した。

○反対意見（金築誠志裁判官、白木勇裁判官）

・金築反対意見

「もし親子関係不存在確認の訴えが認められないとすれば、Yとの法律上の親子関係を解消することはできず、Bとの間で法律上の実親子関係を成立させることができない。血縁関係のある父が分かっており、その父と生活しているのに、法律上の父はYであるという状態が継続するのである。果たして、これは自然な状態であろうか、安定した関係といえるであろうか。確かに親子は血縁だけの結び付きではないが、本件のように、血縁関係にあり同居している父とそうでない父とが現れている場面においては、通常、前者の父子関係の方が、より安定的、永続的といつてよいであろう。子の養育監護という点からみても、本件のような状況にある場合、Yが子の養育監護に実質的に関与することは、事実上困難であろう。また将来、Yの相続問題が起きたとき、Yの他の相続人は、子がBではなくYの実子として相続人となることに、納得できるであろうか。」

「私は、科学的証拠により生物学上の父子関係が否定された場合は、それだけで親子関係不存在確認の訴えを認めてよいとするものではなく、本件のように、夫婦関係が破綻して子の出生の秘密が露わになっており、かつ、生物学上の父との間で法律上の親子関係を確保できる状況にあるという要件を満たす場合に、これを認めようとするものである。嫡出推定・否認制度による父子関係の確定の機能はその分後退することにはなるが、同制度の立法趣旨に実質的に反しない場合に限り例外を認めようというものであって、これにより同制度が空洞化するわけではない。」

・白木反対意見

「父子間の血縁の存否を明らかにし、それを戸籍の上にも反映させたいと願う人としての心情も法律論として無視できないものがある。そこで、当審判例は、妻がその子を懐胎すべき時期に、既に夫婦が事実上の離婚をして夫婦の実態が失われ、又は遠隔地に居住して、夫婦間に性的関係を持つ機会がなかったことが明らかであるなどの事情が存する場合には、その子は実質的には民法 772 条 1 項の父子関係の推定を受けないとしてきた。このことは、民法の規定する制度がもはや本来の姿のままでは維持できない事態に至っていることを意

味するというべきであろう。」

(DNA 鑑定について)「この技術により、父子間の血縁の存否がほとんど誤りなく明らかにできるようになったが、そのようなことは、民法制定当時にはおよそ想定できなかったところであって、父子間の血縁の存否を明らかにし、それを戸籍の上にも反映させたいと願う人情はますます高まりをみせてきているといえよう。」

「本件においては、夫婦関係が破綻して子の出生の秘密が露わになっており、かつ、血縁関係のある父との間で法律上の親子関係を確保できる状況にあるという点を重視して、子からする親子関係不存在確認の訴えを認めるのが相当であると考える」。

○社説：DNA父子訴訟 時代に合った法整備を

毎日新聞 2014年07月18日 02時31分

DNA型鑑定で血縁関係がないと証明されれば、法律上の父子関係を取り消せるのか。最高裁第1小法廷は17日、「取り消せない」とする初めての判断を示した。

民法772条は「妻が結婚中に妊娠した子は夫の子と推定する」(嫡出推定10+件)と規定する。判決は、科学的な鑑定よりも、嫡出推定の規定を優先したものだ。ただし、5人の裁判官のうち3人の多数意見で、2人の裁判官は反対意見を述べた。

明治時代の1898年にできた嫡出推定の規定については、離婚や再婚が増え、多様な家族が存在する社会の実態に合っていないとの批判が強い。時代の変化に応じた民法の見直しの議論を本格化させてほしい。

いずれもDNA型鑑定が実施された裁判の上告審での判断だ。このうち二つの訴訟では、婚姻中の妻が夫とは別の男性の子をそれぞれ2009年に出産。DNA型鑑定で夫と子との間に血縁関係がないことが裏付けられ、妻側が父子関係無効を求め訴えた。1、2審は「嫡出推定10+件の例外とすべきだ」として、父子関係は無効と判断。「法律上、自分の子だ」と訴える夫側が上告していた。

最高裁はかつて、夫の海外出張や刑務所への収容など「明らかに夫婦の接触がない場合」は例外として、「推定が及ばない」と判断した。

だが今回は、子の身分関係の法的安定を保持する必要性を指摘し、「推定が及ばない」例外にも当たらないとして、夫側の訴えを認めた。ただし、裁判官の見解は割れた。

2件のケースで子は現在、母、血のつながった男性と同居中だ。金築誠志裁判官は、そうした事情に触れ「法律上の父が別というのは、自然な状態だろうか」と疑問を投げかけた。また、家裁などで嫡出推定を否定する方向で解決が図られる例が少ないとの文献があるとして、これらは「妥当な解決を図る目的の運用ではないか」と理解を示した。養子縁組制度もあり、血縁が絶対でないのは当然だ。一緒に生活する時間や歴史が家族を作る面もある。その点に限れば、最高裁の姿勢も理解できる。ただし、守るべきは子の利益だ。今回のケースも、親子関係を今後どう調整するのか。当事者である大人側の冷静な話し合いが必要だ。

嫡出推定を定めた民法の規定の限界が近年、浮き彫りになりつつある。例えば、ドメスティックバイオレンス被害を受けた妻が、夫から逃れている間に別の男性と知り合い子を産むケースでは、夫と関わるのを嫌い、子供が無戸籍に陥ることがある。

5人中4人の裁判官が、法整備の必要性を個別意見で指摘した。親子関係を定めるための時代に合ったルールを、社会全体で考えたい。

○41年戸籍ない男性訴え「普通の生活したい」(2014年6月5日 47NEWS)

民法の規定を理由に出生届が出されず、41年間にわたり、戸籍がないまま暮らしてきた大阪市の会社員の男性(41)が5日、大阪市内で記者会見し「普通の生活をするのが一番の幸せ」と語り、国に規定見直しや無戸籍児への支援を訴えた。

民法772条は、離婚後300日以内に生まれた子は前夫の子と推定すると規定。男性は、母親が前夫と離婚が成立した約280日後、別の男性との間に生まれたが、母親は規定を考慮して出生届を出さなかった。

男性はこれまで仕事の選択に制約があり、婚姻届も出せなかったとして「一秒でも早く戸籍を得たい」と心境を語った。

○血縁なくても「父子」認定 最高裁 DNAで嫡出推定覆らず

(2014年7月17日 日本経済新聞)

DNA鑑定で血縁関係が否定された場合に法律上の父子関係を取り消せるかが争われた訴訟の上告審で、最高裁第1小法廷(白木勇裁判長)は17日、父子関係を取り消すことはできないとする判決を言い渡した。妻が結婚中に妊娠した子は夫の子とする民法の「嫡出推定」規定は、DNA鑑定の結果より優先されるとの初判断を示した。

民間のDNA鑑定の普及で血縁関係の確認は容易になっているが、いったん定まった親子関係を後の鑑定で取り消せるようになると子への不利益が大きいと判断した。

ただ、5人の裁判官のうち2人は、家族の実情によっては嫡出推定の例外を認めるべきだとする反対意見を述べた。日本社会では血縁関係を重視する考え方も根強く、今後も議論を呼びそうだ。

この日判決が言い渡された訴訟3件のうち2件は北海道と近畿の事案。妻側が「子の父親は99.99%、夫ではない」とのDNA鑑定結果を基に親子関係がないことの確認を求めている。一、二審判決は鑑定結果を重視して妻側の訴えを認めた。

もう1件は四国の事案で、DNA鑑定で血縁関係がないと証明されたとして父親側が親子関係の取り消しを求め、一、二審とも嫡出推定に基づいて訴えを退けていた。

最高裁判決はいずれも親子関係の取り消しを認めず、訴えを起こした原告側の敗訴が確定した。法律上の親子間では相互の扶養義務や相続の権利などが認められる。

同小法廷は判決理由で、嫡出推定について「子の身分の法的安定性を保持するのに合理的」と指摘。「科学的証拠で生物学上の父子関係がないことが明らかになっても、法的安定性

の保持は必要」と判断し、「法律上の父子関係と生物学上の父子関係が一致しないこともあるが、民法は容認している」と結論づけた。

山浦善樹裁判官（弁護士出身）は補足意見として「DNA鑑定で突然それまでの父子関係が存在しないことになるなら、子が生まれたらすぐに鑑定しないと生涯不安定な状態が続くことになりかねない」と指摘。「新たな規範を作るなら、十分議論をして立法をするほかない」と述べた。

一方、裁判長を務めた白木裁判官と金築誠志裁判官（いずれも裁判官出身）は反対意見を述べ、「生物学上の父との間で新たに法的な親子関係を確保できる状況にあるなら、戸籍上の父との関係を取り消すことを認めるべきだ」とした。

6. DNA 鑑定利用におけるメリット・デメリット

DNA 鑑定のメリット

発症前の診断が可能である点

病気等の情報を事前に知ることができる

病気になりそうな遺伝子を認定することができる

父親を推定し、子どもの権利関係をハッキリさせることができる

→子どもの地位安定に努めることができる

○現行制度と異なり、女性は前婚解消や婚姻成立後の経過日数等に捉われることなく懐胎・出産することができるようになるので、婚姻率や出生率の増加に繋がる可能性がある。

○上記判例のような事案を未然に防ぐことができる。（DNA鑑定によって血縁関係が証明され、出生時にBが父であると推定されるため）

○現行の制度下では、「前夫の子と推定されるのは嫌！」といった理由で出生届を提出しない親が一定数存在しており、無戸籍児を生み出す一つの要因となっている（資料参照）。DNA鑑定による父子関係の確定では、血縁上の父は現夫だが前夫の子と推定されてしまうといった事態は起こり得ないため、結果的に**無戸籍児の減少**に繋がると考えられる。

○血縁関係のない人と法律上の父子関係を残すことは、子の成育にとって心理的・感情的な不安定要素を与える可能性がある。

※ただ、例外を一切認めないというのは現実的ではなく、原則として血縁主義的立場に立ったとしても、個々の事案に応じて柔軟に対応する必要がある。

まとめ

- ・発症前の診断が可能
- ・婚姻率・出生率の増加に繋がる
- ・無戸籍児の減少につながる
- ・親と血縁関係を確実に保持することができる

DNA 鑑定のデメリット

検査結果は一生引き継がれる点

検査結果が被検者だけの問題で収束されない点

・ 職業選択問題

アメリカでは「健康保険及び雇用に関する遺伝子情報に基づく差別禁止法」という法律により禁止されています。ですが、過去に遺伝子差別がされてしまったこともありました。

例えば、実際に 1970 年代、アメリカで鎌状赤血球遺伝子保持者が空軍や航空会社などの就職や入学の差別がなされたことがあります。ホモだと鎌状赤血球しか作れないため、常時貧血状態となり、幼児期に死亡してしまいましたが、ヘテロだと正常なヘモグロビンも作ることができるため、日常生活で問題はない病気です。

このような差別は問題となります。

・ 生命保険

「保険加入における差別は起こるのでしょうか？」

アメリカでは国民が健康保険会社と直接契約していました。

もし遺伝子診断の結果が保険会社の判断材料にされたとしたら、人々への被害は想像に難くありません。

このようなことが起こらないように、アメリカでは「健康保険及び雇用に関する遺伝子情報に基づく差別禁止法」という法律が施行されています。

2010 年にオバマ大統領は医療保険改革法を成立させ、その流れは変わりつつありますが、先進国以外でも、人々の権利が妨げられないようにする措置が必要

・ 優生主義

優生主義とは人類にとって優れた子孫をつくり人種改良をすることが、人類をよりよい方

向へ導くという考え方

DNA 鑑定のデメリット

- ・検査結果は、一生引き継がれる（悪い結果でも）
- ・検査が様々な問題を引き起こす

EX 職業選択・生命保険・優生主義

- ・知りたくないことを知ることになるのでは
- ・家庭（親子）に与える影響

EX 父子関係の解消・家庭の崩壊

- ・検査結果の正確性
 - ・日本においては、DNA の扱いにガイドラインが作られていない
- ⇒十分なメンタルケアが行われていない

7. DNA 鑑定の実際

警察庁 HP より

(2) DNA 型鑑定・DNA 型記録検索システム

DNA 型鑑定とは、一人一人の DNA（デオキシリボ核酸）に異なる部分があることに着目し、その異なる部分を比較することにより、個人を高い精度で識別する鑑定法である^(注1)。

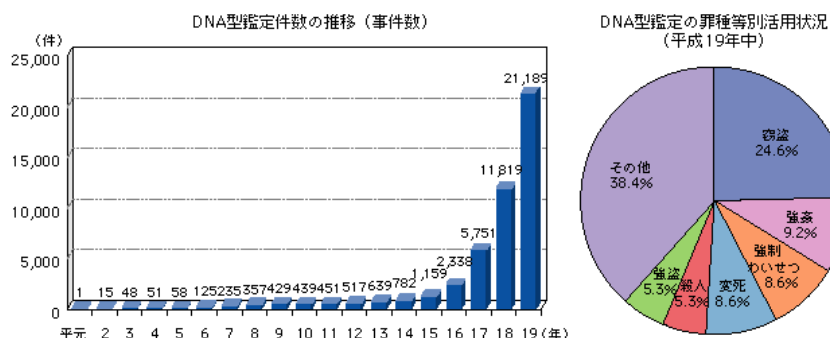
現在、警察で行っている DNA 型鑑定は、主に STR 型検査法と呼ばれる方法で、STR^(注2)と

呼ばれる 4 塩基^(注3)を基本単位とする繰り返し配列について、その繰り返し回数に個人差があることを利用し、個人を識別する検査方法である。

図-43 DNA 型鑑定（STR 型検査法）に使用する部分

図-46 DNA型鑑定の活用状況

- 平成15年8月から新しいDNA型検査法を全国導入、鑑定件数は急増し、活用罪種も多様に -



事例

19年10月、山形県で男性を軽四輪自動車ではねたまま、この男性を救護せずに、走り去った道路交通法違反（ひき逃げ）等で逮捕した会社員の男（36）につき、道路交通法違反等に係る捜査の過程でその同意を得て採取した男の口腔内細胞のDNA型鑑定結果を、被疑者DNA型記録としてDNA型記録検索システムに登録し、照会したところ、17年6月に山形県で発生した強姦致傷事件の遺留DNA型記録と一致したことから、その後所要の捜査を遂げ、19年10月、強姦致傷罪等で逮捕した（山形）。

8. 論点

現行民法下では、親子関係の確定に関して民法772条が適用され、子の出生した時期に応じて父子関係が確定する。家庭内の平和を維持するということや、子の身分の安定を図るといった嫡出推定制度の趣旨は、今日でも一定の合理的根拠が認められるところである。

ところが、嫡出否認の訴えの対象とならない「推定の及ばない子」という領域が判例（最判昭44・5・29民集23巻6号1064頁）によって認められたため、現在では嫡出推定制度の空洞化が決定的となっている。加えて、現行民法は今から100年以上前に制定されたものであり、鑑定技術の進歩に法制度が追いついていないとの批判も根強い。そのため、もはや現行民法の嫡出推定制度はそのまま維持できるものではないと、学説も一致して認めている。

これらの現状を踏まえたうえで、嫡出推定制度が存在するために発生する「離婚後300日問題」や、先術した判例のような問題を生じさせないために、従来の嫡出推定制度を廃止し、DNA鑑定を利用した父性推定の新制度を創設すべきだろうか？

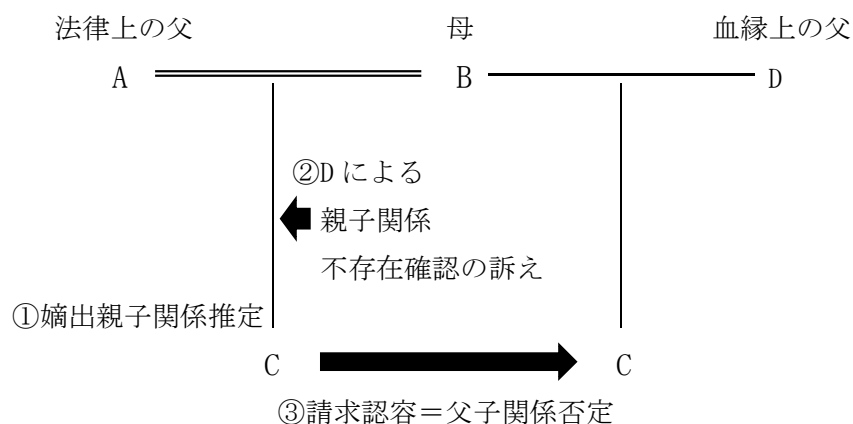
- A. DNA 鑑定を利用した父性推定の新制度を創設すべき
(血縁という「事実」を重視すべき)
- B. DNA 鑑定を父性推定の場面で利用すべきではない
(嫡出推定という「形式」を重視すべき)

【参考：新制度案】

子の出生時に子の父と思われる男性の DNA 鑑定を行わせ（義務化）、原則としてその鑑定結果に基づいて父子関係を確定する。

- ・血縁関係が**肯定**された場合<原則>
⇒その男性を子の法律上の父と推定する。
- ・血縁関係が**否定**された場合<例外>
⇒血縁関係が否定されたその男性を子の法律上の父と推定する。ただし、血縁上の父が、その子と血縁関係にあることを知った日から 1 年以内に親子関係不存在確認の訴えを提起したときは、訴えを認めることによって子に著しい不利益を生じさせることが明白である場合を除き、父性推定は覆るものとする。

【参考：新制度案の図】



9. 参考文献

- ・水野紀子・大村敦志編（2015）『民法判例百選Ⅲ 親族・相続』有斐閣
- ・松川正毅『民法 親族・相続[第4版]』有斐閣アルマ
- ・前田陽一・本山敦・浦野由紀子（2012）『民法VI 親族・相続[第2版]』有斐閣

- ・ 福島弘文 (2003) 『DNA 鑑定のはなし - 犯罪捜査から親子鑑定まで』 裳華房
- ・ 裁判所 | 裁判例情報
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/345/084345_hanrei.pdf
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/344/084344_hanrei.pdf
- ・ 嫡出推定・否認制度の将来
<http://www.law.tohoku.ac.jp/~parenoir/tyakusyutsu-suitei.html>
- ・ 時論公論「親子揺るがず科学の進歩」 | 時論公論 | NHK 解説委員室 | 解説アーカイブス
<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/193276.html>
- ・ 41 年戸籍ない男性訴え「普通の生活したい」 - 47NEWS
<http://www.47news.jp/CN/201406/CN2014060501001732.html>
- ・ 血縁なくても「父子」認定 最高裁 DNA で嫡出推定覆らず：日本経済新聞
http://www.nikkei.com/article/DGXNASDG17HOU_X10C14A7EA1000/
- ・ 法科学鑑定所
<http://www.e-kantei.org/DNA/>
- ・ DNA センター
<http://dna-center.co.jp/case/index.html#case1>
- ・ ローカス
<http://www.rocus.co.jp/fee/fee-pt.htm>
- ・ エイデーピージャパン
<http://www.adp-japan.com/kantei.html>
- ・ 鑑定科学技術センター
<http://www.kantei-bunseki.jp/method/method01.html#1>
- ・ 東京財団
<http://www.tkfd.or.jp/research/project/news.php?id=187>
- ・ TechinsightJapan
<http://japan.techinsight.jp/2014/02/yokote2014022314060.html>
- ・ カラパイア
<http://karapaia.livedoor.biz/archives/52152881.html>
- ・ 法科学研究所
<http://www.e-kantei.org/DNA/000.htm>
- ・ 社説：DNA父子訴訟 時代に合った法整備を：毎日新聞 2014年07月18日 02時31分
<http://mainichi.jp/opinion/news/20140718k0000m070161000c.html>
- ・ 警察庁
<http://www.npa.go.jp/hakusyo/h20/honbun/html/kd320000.html>
- ・ 遺伝子医療時代
http://www.genomedic.jp/DNA_test_problems.html

- ・ 遺伝子検査と DNA 検査を知ろう！

<http://www.rubicon-net.org/advantage.html>